

## 6. 政策評価及び個別公共事業の評価

平成14年4月に「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（行政評価法）が施行され、法律上の明確な枠組みに基づいて政策評価を実施。また、同法に基づき、国土交通省政策評価基本計画を策定し、「①政策アセスメント（事前評価）」、「②政策チェックアップ（業績測定）」、「③政策レビュー（プログラム評価）」の3つの評価によるマネジメントサイクルを確立。

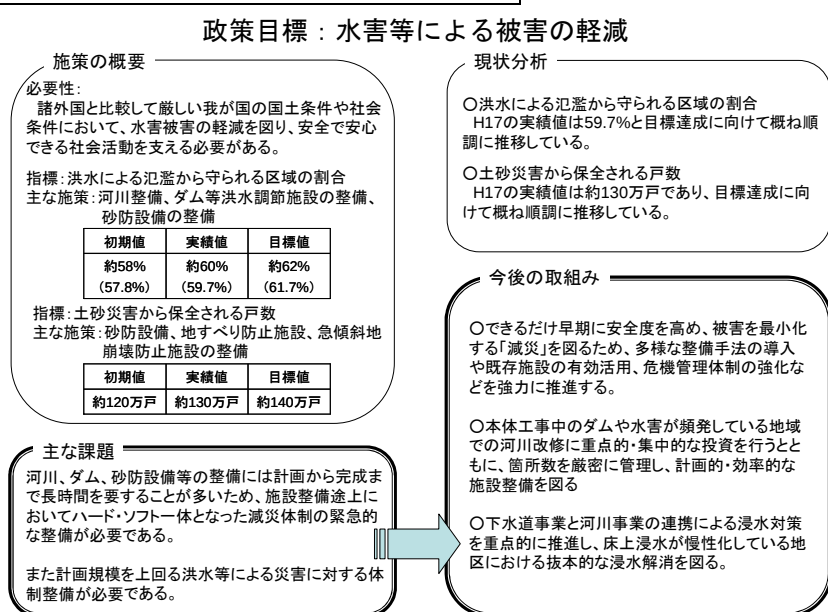
また、個別公共事業の実施においては、新規事業採択時評価、再評価について、同基本計画に基づき実施。

### ①政策アセスメント（事前評価）の概要

新規・拡充施策等について、必要性・効率性・有効性の観点から厳しくチェックし、真に必要な施策を企画立案。例えば必要性の観点からは、目標と現状の乖離の把握や、その原因分析・課題の特定を行い、具体的施策を提案。

### ②政策チェックアップ（業績測定）の概要

毎年度末を目途に、事業実施により国民等にどのような効果をもたらされるのかをできるだけ直接的に表す業績指標（アウトカム指標）の測定を行い、指標と施策に関わる現状を分析することにより、成果の進捗状況、課題や今後の方向性等を評価し、その結果を予算等に反映。



【政策チェックアップの例】

### ③政策レビュー（プログラム評価）の概要

既存施策について、国民の関心の高さ、政策課題としての重要度等の観点からテーマを選定。第三者から助言等を求めながら、総合的で掘り下げた分析・評価を実施し、今後の政策の見直し、改善につなげる。

○政策レビュー河川局関係テーマ ※（ ）内はとりまとめ予定年度

- ・ 行政行動の改革（H18）
- ・ 直轄工事のゼロエミッション対策（H18）
- ・ 環境政策・省エネルギー政策の総合点検（H19）
- ・ 河川環境の整備・保全の取組み（H19）
- ・ 総合的な水害対策の総点検（H21）
- ・ 総合物流施策大綱（2005-2009）の点検（H21）

## ④個別公共事業の評価

河川局所管事業について新規事業採択時評価や再評価等を実施し、公共事業の効率的な執行及び事業実施における客観性・透明性を確保。

### (1) 新規事業採択時評価

「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領」に基づき、以下のいずれかに該当する事業について新規事業採択時評価を実施。

- ①事業費を新たに予算化しようとする事業
- ②ダム事業の実施計画調査費を新たに予算化しようとする事業

### (2) 再評価

「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」に基づき、以下のいずれかに該当する事業について再評価を実施。

- ① 事業採択後一定期間（５年間）が経過した時点で未着工の事業
- ② 事業採択後長期間（１０年間）が経過した時点で継続中の事業
- ③ 準備・計画段階で一定期間（５年間）が経過している事業
- ④ 再評価実施後一定期間（５又は１０年間）が経過している事業
- ⑤ 社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業

### (3) 事後評価

「国土交通省所管公共事業の事後評価実施要領」に基づき、平成１５年度より本格実施。

### (4) 評価結果の公表

原則として、年度予算の支出負担行為の実施計画が承認された後、評価結果等についてインターネット等を通じて公表。ただし、個別箇所では予算内示をされる事業（ダム事業等）については、概算要求書の財務省への提出時及び政府予算案の閣議決定時に公表。（詳細については、<http://www.mlit.go.jp/river/gaiyou/hyouka/index.html> 参照）

なお、上記（１）～（３）に係る評価に当たっては、費用対効果分析を含む総合的な評価を行い、費用便益分析については、「治水経済調査マニュアル（案）」等に基づき実施。

## ※事業の評価結果等

### Ⅰ. 新規事業採択時評価

| 事業区分 |    | 事業名                            | 事業主体    | 総事業費<br>(億円) | B/C |
|------|----|--------------------------------|---------|--------------|-----|
| ダム事業 | 直轄 | 長安口ダム改造事業                      | 四国地方整備局 | 400          | 1.9 |
|      | 直轄 | 鶴田ダム再開発事業                      | 九州地方整備局 | 460          | 1.6 |
| 海岸事業 | 直轄 | 新潟海岸直轄海岸保全施設整備事業<br>(金衛町工区・延伸) | 北陸地方整備局 | 195          | 9.5 |

### Ⅱ. 再評価結果

| 事業区分 |       | 再評価実施箇所数  |            |            |          |     |    | 再評価結果※  |    |            |
|------|-------|-----------|------------|------------|----------|-----|----|---------|----|------------|
|      |       | 5年未<br>着工 | 10年<br>継続中 | 準備計<br>画5年 | 再々<br>評価 | その他 | 計  | 継<br>続  | 中止 | 評価手<br>続き中 |
|      |       |           |            |            |          |     |    | うち継続見直し |    |            |
| ダム事業 | 直轄事業等 |           |            | 1          | 2        |     | 3  | 3       |    |            |
|      | 補助事業  |           | 1          |            | 8        |     | 9  | 6       |    | 3          |
|      | 合 計   |           | 1          | 1          | 10       |     | 12 | 9       |    | 3          |

※この他に、平成１７年度末時点において「評価手続き中」となっていた、下記事業について中止とする。

### ○中止事業の再評価結果等【再評価】

| 事業名<br>事業主体                 | 総事業費<br>(億円) | B/C | 中止理由                                                                                                |
|-----------------------------|--------------|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 一ツ瀬川総合開発事業<br>(吹山ダム)<br>宮崎県 | 180          | 1.0 | 水道事業者がダム事業から撤退したことにより、ダム計画及び代替案の検討を行い、流域の治水上の安全性や経済性などから総合的に判断した結果、河川改修案の方が、より効率的・効果的に事業の進捗が図られるため。 |